

**令和6年度佐賀県障害者授産事業パワーアップ支援事業
経営力・工賃向上コンサルティング事業仕様書**

1 趣旨

障害者が地域社会で自立した生活を営めるよう、障害福祉サービス事業所のうち、工賃収入の安定確保及び向上に取り組んでいる就労継続支援B型事業所及び経営改善計画書若しくは賃金向上計画を作成し別途定める要件を満たしている就労継続支援A型事業所、工賃向上計画を作成している生活介護事業所及び地域活動支援センター（以下、「事業所等」という。）に対して、専門家による経営指導や技術指導、商品・サービス価値の向上に向けたアドバイス等の支援を行う。

2 事業概要

事業所等に対して経営力及び工賃向上に向けたコンサルティング等を行う。

(1) 実施時期

契約締結日～令和7年3月31日まで

(2) 実施方法

①コンサルティング・技術指導等

コンサルタント及び専門家等を事業所等に派遣し、経営者や職員に対する動機付けや事業戦略・事業計画の策定、収益向上に向けた収支計画又は収支改善計画の策定、商品づくりや提供サービス等の価値向上に向けたコンサルティングや技術指導等を行う。

②福祉施設等による販売会への出店の指導

上記①におけるコンサルティングや技術指導等を踏まえた実践の場として、事業所等が出店する販売会への個別指導を行う。なお、販売会開催に関する企画推進及び予算確保については別途県が行うものとする。

③公開講座・成果発表会

県内で広く障害福祉サービスに携わる経営者や従業者を対象とした公開講座を開催するとともに、併せて上記①②における成果発表会を開催する。

(3) 実施場所

①コンサルティング・技術指導等については、原則として受託事業者が事業所等を訪問して実施する。なお、必要に応じて事業所等以外の場所への視察等を目的とする訪問、複数の事業所等を一か所に集めた技術指導、集合研修の実施やオンラインでの技術指導も可能とする。

②障害福祉サービス事業所販売会への出店指導については、別途県が確保した会場で実施する。

③公開講座・成果発表会の開催については、受託事業者が会場を確保して実施する。なお、オンラインでの同時かつ双方向の対話が可能な講座・成果発表会や視聴後の理解度が確認できる措置を講じたうえでの動画配信での講座・成果発表会も可能とする。

(4) 事業内容等

実施項目	内容	備考
① コンサルティング・技術指導等	<p>ア 対象事業所 支援対象事業所のうち、支援を希望する事業所（8か所）</p> <p>イ 実施回数 1事業所あたり複数回（専門家派遣を含む） ※一部を集合研修への置き換えも可とする</p> <p>ウ 想定する支援内容 i) 事業計画に関すること 事業戦略の策定、事業計画の見直し・改善、工賃（賃金）向上計画に関する分析・助言等を行う ii) 収益向上に関すること 収支計画又は収支改善計画の策定、資金管理等の助言を行う iii) 商品・サービスの価値向上に関すること 既存商品・サービスにおける課題や改善点の抽出、新商品・サービス創出に向けた助言等を行う</p> <p>エ その他情報提供等 食品・景品等の表示、知的財産活用等に係る情報提供や、経営者・職員に対する動機付けなど、独自の知見や経験に基づく支援等</p>	<p>指導者の資格等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業診断士 ・公認会計士 ・社会保険労務士 ・事業所等の要求 <p>に対して適切な助言・技術指導のできる専門家、等</p>
②福祉施設等による販売会への出店の指導	<p>ア 事業の趣旨 ①のコンサルティング・技術指導を受けた事業所等における実践の場として販売実習を行う</p> <p>イ 出店事業所 ①のコンサルティング・技術指導を実施する事業所（8か所程度（販売できない事業所所有））</p> <p>ウ 開催時期 令和7年2月下旬予定</p> <p>エ 開催場所 佐賀市内の会場</p>	<p>販売会の企画推進は別途、県障害福祉課就労支援室が行う</p>

<p>③公開講座・ 成果発表会 の開催</p>	<p>ア 事業の趣旨 障害福祉サービスに携わる経営者や従業員を 対象とした公開講座を開催するとともに、 ①及び②へ参加した事業所の成果発表を行う (50～100名規模を想定)</p> <p>イ 開催時期 令和7年2月下旬～3月中旬の予定</p> <p>ウ 開催場所 集合形式の場合は佐賀市内の会場</p>	
---------------------------------	--	--

(5) 実施計画書

受託事業者は、①コンサルティング・技術指導等の内容、時間（基本1回3時間以上）等について各事業所と調整して実施計画を作成し、県に提出すること。

(6) 実施報告書

受託事業者は、事業終了後直ちに実施報告書を派遣先と県に提出すること。

(7) 実施事業所：8事業所

実施事業所については、県が以下①～③に定める対象事業所の中から選定し、審査結果通知後に契約候補者に別途連絡する。

①就労継続支援B型事業所

②就労継続支援A型事業所のうち、以下ア～オの全ての要件を満たす事業所

ア 経営改善計画書又は賃金向上計画を作成していること

イ 令和6年度新規開設及び令和5年度に休止していた事業所ではないこと

ウ 前年度に利用者へ支払った賃金実績(平均賃金の月額又は時間額)について、県に報告がなされていること

エ 利用者全員が最低賃金の減額特例対象者でないこと

③生活介護事業所及び地域活動支援センターのうち、工賃向上計画を作成している事業所

3 委託料の支払

完了払

4 その他

(1) 技術面等の専門的知識を要する指導に関しては、必要に応じて外部専門家の紹介・派遣を実施するなど、事業所側のニーズに合わせて対応すること。

(2) 仕様書に記載のない事項、又は仕様書について疑義が生じた場合については、県と受託者が十分に協議し、県の下承を得て決定することとし、受託者はその決定を

遵守して業務を遂行しなければならない。

また、業務の実施にあたっては、当課職員や当事業実施各事業所と連絡を密にし、遺漏のないようにすること。

- (3) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通を行うこと。
- (4) 本事業において、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (5) 受託者による事業実施場所の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (6) 本委託業務の全部を第三者に再委託することは認めない。なお、本委託業務の一部については、あらかじめ県に対して、再委託する業務の内容、再委託先を報告し、県と受託者の協議により県が認めたときは、第三者への再委託を可能とする。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこと。
- (7) 個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。